

お知らせ

悪質な水道修理業者に注意して

漏水修理は、配水管からメーターまでは自然漏水（利用者と第三者の故意や過失ではない、適切な管理下で発生した漏水）に限り、水道局が実施します。宅地内のメーター下流側は利用者負担です。同局ホームページに掲載の指定給水装置工事業者に依頼してください。なお、休日の指定事業者は左表のとおり。悪質な水道修理業者や同局職員を装った悪質な訪問販売、詐欺に注意してください。

休日の水道局指定給水装置工事事業者	
期日	事業者
10月1日(日)	柏水工技研(下沖町) ☎027-232-9297 大澤設備工業(横沢町) ☎027-283-5123
10月8日(日)	福島工業(総社町高井) ☎027-251-6672 誠興設備工業(富士見町米野) ☎027-289-0006
10月9日(月)	横山設備(上泉町) ☎027-212-6040 太田建設(粕川町女洲) ☎027-285-2046
10月15日(日)	タナカ管業(朝倉町一丁目) ☎027-290-3330 下田農機具店(富士見町時沢) ☎027-288-2070
10月22日(日)	東部設備工業(富田町) ☎027-268-1099 石橋設備工業(苗ヶ島町) ☎027-283-4455
10月29日(日)	市川建設(三俣町三丁目) ☎027-232-1231 小林設備(富士見町時沢) ☎027-288-2755

水道整備課
☎027・898・3033

鉛製給水管の取替工事に助成

本年度から鉛製給水管取替工事の助成上限額を10万円から15万円に引き上げ。予算額を増額して支援します。鉛製給水管は老朽化などで漏水の原因になることや、長時間水道を使用しない場合、わずかに鉛が溶け出す可能性があります。給水装置工事の際に取り替えを推奨しています。この工事費の2分の1を助成。工事は本市指定給水装置工事事業者へ依頼してください。長時間水道を使用しなかった場合、使い始めのバケツ1杯程度を飲み水以外の雑用水に使用してください。なお、鉛製給水管は大胡・宮城・粕川・富士見地区で使用されていません。

水道整備課
☎027・898・3043

宝くじ助成金を活用

自治総合センターでは、宝くじの収益金でコミュニティ助成事業を実施。林野火災などの発生時に、地上からの消火活動をより一層強化するため、宝くじの助成金で整備した林野火災等対応消火資機材を消防団へ

24基配備しました。詳しくは消防団ホームページをご覧ください。



消防局総務課
☎027・220・4504

浄化槽などの切り替えに補助

単独処理浄化槽やくみ取り槽を撤去などし、自己が居住するための住宅に合併処理浄化槽を設置するときには補助をします。補助条件など、必ず工事着工前に問い合わせてください。募集は予算額に達した時点で終了します。補助金額に含まれる県の工口補助金は今年度までの制度です。

下水道などの整備予定がない地域で、来年2月29日(木)までに設置工事などを完了し、実績報告書を提出できる人

補助上限金額Ⅱ（建て替え・増築）
5人槽は15万円、7人槽は17万円、10人槽は20万円（転換）5人槽は62万円、7人槽は66万円、10人槽は75万円

※来年1月31日(水)までに下水道整備課
☎027・898・3074へ

暮らしのガイドブック全世帯に

本市の市政情報などを掲載した「暮らしのガイドブック」(全152



ページ)をサイネックスと協働で発行しました。今月末までに、各世帯に送付。本市ホームページにも掲載します。



秘書広報課
☎027・898・5847

図書館本館の外壁補修を実施

10月から市立図書館本館の外壁補修工事を実施します。足場が設置されるため、敷地内を通る際は注意してください。また、騒音や振動が発生する場合があります。

同館
☎027・224・4311

図書館本館が特別整理で休館

特別整理のため10月12日(木)から18日(水)まで市立図書館本館が休館。各分館と前橋こども図書館は通常通り開館します。

同館
☎027・224・4311

軽い気持ちでの不正薬物は禁物

10月と11月に麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動を実施。薬物乱用は身体や生命に危害を及ぼします。青少年の健全な育成を阻み、家庭を崩壊させ、社会の秩序を乱すなど、計り知れない影響を及ぼします。一回だけという軽い気持ちは禁物。不正薬物の恐ろしさを正しく認識し、近づかない、近づけないことが大切です。

保健総務課
☎027・220・5782

医療費のお知らせを送付します

12月末時点で国民健康保険加入者に医療費のお知らせを1月中旬に送付。この通知は、健康管理に役立てることや、医療費への関心を高めることを目的に送付します。通知には昨年11月から10月診療分を掲載します。また、所得税などの医療費控除の申告手続きで通知を使用する際に記載のない、11月と12月診療分などは領収書に基づき「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付する必要があります。医療機関などから市役所への請求状況があります。通知に掲載されない場合があります。国民健康保険で対象となっている治療以外のものは掲載されません。

国民健康保険課
☎027・898・6249

国保医療費一部負担金を減免

失業や災害などの理由で収入が一時的に減少し、今後の医療費の支払いが困難な場合は、申請で一部負担金の支払いを減免する場合があります。なお、既に支払った一部負担金は対象外です。詳しくは問い合わせてください。

国民健康保険課
☎027・898・6249

国保第三者行為治療は届け出を

車や自転車などの交通事故や他人の飼っている動物によるけがなどで、第三者の行為が原因の傷病で国保の保険証を使用し治療を受けた場合は届け出が必要です。また、犯罪行為によるものや故意にした傷病、労災事故などは健康保険が使えないため、第三者行為でなくても届出が必要な場合があります。医療機関から提出された診療報酬明細書の内容から、第三者行為の可能性があると思われる場合は、傷病の原因を確認することがあります。

国民健康保険課
☎027・898・6249

受給資格者証保護ケース外して

高校生世代の福祉医療費受給資格者証は、保護ケースを外して使用し、保護ケースは破棄してください。10月1日(日)から、学校の管理下でだけをした場合でも、受給資格者証が使用できるようにしました。

国民健康保険課
☎027・257・0680

労使間トラブルは相談を

県労働委員会では、労働者個人と事業主の労働条件などに関するトラブル解決をサポート。解雇や雇い止め、配置転換、懲戒処分、パワハラなど、労使間の紛争を経験豊かなあつせん員が、両者の間に立って話し合いによる解決を目指します。電話での相談も受け付け中。秘密は厳守します。

県内事業所の労働者や事業主
同事務局
☎027・226・2783

公開建築パトロールを実施

10月15日(日)から21日(土)までは違反建築防止週間。これに合わせて、10月16日(月)に公開建築パトロールをします。建築物の新築や増改築、移転

定例市議会日程		
日時	会議名	
11月29日(水)	13時	本会議
12月6日(水)	10時	本会議(総括質問)
12月7日(木)		
12月8日(金)		
12月15日(金)	13時	本会議

インターネット中継で定例市議会を視聴

第4回定例市議会の日程は右表のとおりです。インターネットで生中継します。スマホやタブレット端末などからも視聴できます。詳しくは市議会ホームページをご覧ください。

議会事務局
☎027-898-5923



工事などをするときには、建築確認申請書を建築指導課や確認検査機関へ提出し、確認を受けてから着工してください。また、工事着手するときには工事現場の見やすい位置に確認済みであることを示す確認表示板を設置してください。

同課
☎027・898・6753